

福岡アジア美術館開館 25 周年記念展
プロモーション動画制作及び広報業務委託
提案競技実施要項

令和 6 年 5 月
福岡市経済観光文化局
福岡アジア美術館

1 名称

福岡アジア美術館開館 25 周年記念展プロモーション動画制作及び広報業務委託

2 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

3 趣旨

福岡アジア美術館（以下「当館」という。）は、平成11年にアジアの近現代美術を系統的に収集し展示する世界に唯一の美術館として開館し、令和6年3月6日に開館25周年を迎え多くの方に来館いただいた。

しかしながら、国内外の美術関係者から高い評価を得ているものの、その価値や魅力を広く市民や福岡市を訪れる(アート無関心層の)観光客に届けきれていない。

このような背景を踏まえ、令和6年度に開催する開館25周年記念コレクション展において、本展の魅力を多くの方に伝え、ご観覧いただくために広報強化を図るための提案競技を行うもの。

この提案競技は、提出書類等の内容について、コンセプトや企画内容、経験・実績、体制・スケジュール、見積額などを総合的に採点し、最も高い点数を得た者を契約先最終候補として選定するものである。

この要項では、本委託の相手方候補を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し提案を行うこと。

4 予算額

6,000千円（上限額、消費税及び地方消費税相当額含む。）

※上限額を超える場合は、失格とする。

5 委託内容

「基本仕様書（案）」のとおり。

6 提案内容

「基本仕様書（案）」を確認のうえ、下記(1)～(6)について「事業提案書」に記載するとともに、(7)について提案してください。

(1) 動画制作の方針、コンセプト等

「基本仕様書（案）」に記載のターゲット層を踏まえ、動画を制作するに当たっての方針やコンセプト等を記載してください。

(2) 効果的な広告

制作した動画を効果的にターゲット層に向けて広告配信する方法について記載してください。

(3) 制作・配信スケジュール

動画の撮影から編集、納品、広報までのスケジュールを記載してください。

- (4) 実施体制
業務の実施体制を記載してください。
- (5) 同種または類似事業の実績
自治体・公的機関に関わらず、過去5年間において、本業務と同種または類似の業務実績があれば記載してください。
- (6) 見積書（任意の様式）
- (7) 当館の収蔵作品を素材とした動画
「基本仕様書（案）」や(1)を踏まえた動画（SNS用の横型30秒）を1本提出してください。制作にあたっては、当館の収蔵作品(静止画)10点のうち、3点以上を使用し制作してください。素材の収蔵作品は、提供しますので「21 問い合わせ・提出先」までご連絡をお願いいたします。
なお、制作動画は、プレゼンテーション用のため提供作品の加工を可能とします。

7 特記事項

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。

8 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年5月7日（火） |
| (2) 質問締切 | 令和6年5月10日（金）17時まで |
| (3) 質問回答 | 令和6年5月14日（火） |
| (4) 申込締切 | 令和6年5月20日（月）17時まで |
| (5) 参加辞退 | 令和6年5月22日（水）17時まで |
| (6) 提案締切 | 令和6年5月24日（金）17時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和6年6月上旬 |
| (8) 事業者決定 | 令和6年6月上旬 |
| (9) 契約締結 | 令和6年6月中旬 |

9 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等

措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領はこちらから確認できます。 <http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

10 質問

提案にあたり疑義が生じた場合は、令和6年5月10日（金）17時までに、提案競技質問書（様式1）に記載の上、Eメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。質問への回答は、令和6年5月14日（火）までに福岡市ホームページに掲載します。

- (1) 質問提出先：「21 問い合わせ・提出先」まで
- (2) 回答の掲載場所
福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等

11 参加申込

参加資格を確認し、提案書審査の時間を設定するために、下記のとおり参加申し込みをお願いします。

- (1) 参加申込書の提出期限・提出方法
令和6年5月20日（月）17時までに、郵送（必着）または持参してください。
- (2) 郵送・持参先
「21 問い合わせ・提出先」
- (3) 提出書類
下記①～⑧の書類（②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本）を提出してください（各1部）。なお、「令和4・5・6年度 福岡市・水道局・交通局

競争入札有資格者名簿」に登録されている場合は、②～⑧の提出は不要です。

① 提案競技参加申請書（様式 2-1）

② 登記事項証明書

注 1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出（履歴事項全部証明書でも可）

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注 1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する事業者については、福岡市発行の納税証明のうち、「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出

注 2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注 1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出

注 2) 証明書の種類は「納税証明書(その 3)」を選択ください(「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可)。

⑤ 委任状（様式 2-2）

注 1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第 1-2 号により委任状を作成して提出してください。

⑥ 誓約書（様式 2-3）

注 1) 代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用してください。

⑦ 役員名簿（様式 2-4）

注 1) 代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入してください。

注 2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。

注 3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいいます（監査役、監事、事務局長は含まない。）。

⑧ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注 1) 直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出

12 参加辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届（様式 3）を提出してください。

(1) 提出期限・提出方法

令和 6 年 5 月 22 日（水）17 時までに、郵送（必着）または持参してください。

(2) 郵送・持参先

「21 問い合わせ・提出先」まで

13 事業提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 24 日（金）17 時まで

(2) 提出物

① 事業提案書（以下ア・イをまとめたもの） 8 部

ア 「6 提案内容」(1)～(5)まで

・書式は自由、A4 横サイズ、横書き、表紙を除き 10 ページ以内、ページ番号を

記入、片面印刷でお願いします。

- ・表紙には市から事前にEメールでお知らせする社名（A社、B社など）を記載してください。

イ 「6 提案内容」(6)見積書

- ・事業者名は無記名とし、押印も不要

※ イは、アに規定する10ページには含まれません。

※ 全体に渡って事業者名がわからないようにしてください。

② 事業者名を記載し、代表者印を押印した見積書（上記イとは別） 1部

③ 「6 提案内容」(7)の動画 データ

(3) 提出方法、郵送・持参先

「21 問い合わせ・提出先」まで、(2)①②は郵送（必着）または持参、③はデータを電子メールで送付すること。

(4) その他

プレゼンテーションは提出された事業提案書をもとに行っていただきます。その際、スクリーン、プロジェクターが必要な場合は事業提案書の提出時にお申し出ください。

14 選考

(1) プレゼンテーション

事業提案書等の提出があった事業者を対象にプレゼンテーション及び質疑を行います。プレゼンテーションは、契約を締結した場合に当該事業を主に担当する方が行ってください。詳細な日時・場所は、後日、参加事業者にもEメールで通知します。

① 日時：令和6年6月上旬

② 場所：当館8階会議室

※ 日時は、改めて参加事業者宛ご連絡します。

③ 説明：時間は15分(説明10分・質疑応答5分)です。※出席者は1団体2名まで

④ 審議：市が設置する選考委員会で提案の内容を審議し、最も優秀な案を選考します。

⑤ 決定通知：令和6年6月上旬

(2) 選考委員会の審議に付す事項(以下の事項を総合的に審議し、最優秀案を選考します。)

別紙「評価表」のとおり

なお、提案者が多数である場合、提出書類及び動画をもとに一次審査を行い、プレゼンテーション(二次審査)参加対象者を5社程度に選抜する可能性があります。

15 提出書類の取扱い

(1) 事業提案書提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出書類等は返却しません。提出書類等は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

なお、プレゼンテーション用に提出された動画については、二次利用を禁止とします。

- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、協議により、内容の変更を求めることがあります。

16 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

17 契約

選考委員会での審議に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。契約締結に至らない場合は、次点の者と協議を行います。

18 委託における著作権等の取扱い

- (1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとします。
- (2) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）に当たり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとします。
- (3) 発注者は、成果物を各種プロモーション活動等において活用できることとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとします。
 - ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
 - ③ 発注者が「3 趣旨」の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。

19 その他留意事項

- (1) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (2) この資料を、他の目的のために使用することは禁止します。

20 添付資料

- (1) 基本仕様書
- (2) 評価表
- (3) 様式
 - (様式1) 提案競技質問書
 - (様式2-1) 提案競技参加申請書
 - (様式2-2) 委任状
 - (様式2-3) 誓約書

(様式2-4) 役員名簿

(様式3) 参加辞退届

21 問い合わせ・提出先

〒812-0027 福岡県福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階
福岡アジア美術館運営課 担当：山下、南、坂本

Eメール：faam-unei.EPB@city.fukuoka.lg.jp 電話番号：092-263-1100